

横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱

制 定 都 支 第 87 号 平成 18 年 6 月 12 日（局長決裁）

最 近 改 正 都 地 第 1272 号 令和 4 年 2 月 28 日（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（平成 17 年 9 月都支第 100 号。以下「支援要綱」という。）に基づく事業に係るまちづくりコーディネーター及び当該事業を協働して行うまちづくり支援団体の登録及び職務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（まちづくりコーディネーターの資格）

第 2 条 まちづくりコーディネーターの登録を申請できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 別表第 1 (あ)欄に掲げる分野ごとに、同表(い)欄に掲げる基準を満たしていること。ただし、2 以上の分野について申請することを妨げない。
- (2) 市民等からの求めに応じ、平日の夜間、土曜日、日曜日又は祝日において活動ができること。
- (3) 登録の申請をする年度の 4 月 1 日時点の年齢が原則として 75 歳以下であること。

（まちづくりコーディネーターの登録申請）

第 3 条 まちづくりコーディネーターの登録を受けようとする者は、まちづくりコーディネーター登録申請書（要綱様式第 1 号－1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) まちづくりコーディネーター登録シート（要綱様式第 1 号－2）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（まちづくり支援団体の資格）

第 4 条 まちづくり支援団体の登録を申請できる団体は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）第 2 条第 2 項に定める特定非営利活動法人をいう。）又は非営利の社会貢献活動を行っている団体であること。
- (2) 横浜市内で活動を行う団体であること。
- (3) 次に掲げるいずれかの要件を満たしている団体であること。
 - ア 第 9 条第 1 項及び第 7 項により登録されたまちづくりコーディネーターが在籍する団体であること。
 - イ 第 9 条第 2 項に定める登録の前年度から過去 5 年間で地域まちづくり、地域コミュニティ、市民活動、地域福祉等の分野で、事業を受託した実績、又は、協働で事業を実施した実績を有する団体であること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行う団体でないこと。

（まちづくり支援団体の登録申請）

第 5 条 まちづくり支援団体の登録を受けようとする団体は、まちづくり支援団体登録申請書（要綱様式第 2 号－1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会則
- (2) まちづくり支援団体構成員名簿（要綱様式第 2 号－2）
- (3) まちづくり支援団体登録シート（要綱様式第 2 号－3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(選定)

- 第6条 市長は、第3条に基づきまちづくりコーディネーター登録申請書が提出されたときは、次条に定める「まちづくりコーディネーター等選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審議し、適当と認める場合にはこれを選定するものとする。
- 2 市長は、前項に定める審議を、別表第1(あ)欄に掲げる分野ごとに、同表(い)欄に掲げる基準に基づき、同表(う)欄に掲げる資格の有無を参考に、第3条に定める書類により行うものとする。
 - 3 市長は、第1項に定める審議を行うにあたり、必要に応じて当該申請者に対して面接を行うものとする。
 - 4 選定は、原則として4か年度ごとに行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(選定委員会)

- 第7条 選定委員会の委員長及び委員は別表第2のとおりとする。
- 2 選定委員会は、まちづくりコーディネーターの登録の可否及び第12条に定める登録の抹消に関する事項を審議するものとする。
 - 3 選定委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(まちづくりコーディネーター候補者)

- 第8条 市長は、第6条の規定に基づきまちづくりコーディネーターについて選定した場合は、選定した者をまちづくりコーディネーター候補者(以下「候補者」という。)として候補者名簿に登録するものとする。
- 2 市長は、第1項に定める登録をしたときには、候補者にまちづくりコーディネーター候補者名簿登録通知書(要綱様式第3号-1)によりその旨を通知するものとする。

(登録)

- 第9条 市長は、候補者名簿に登録されている者が、横浜市が開催するまちづくりコーディネーター勉強会を受講した場合は、「まちづくりコーディネーター登録簿」(以下「コーディネーター登録簿」という。)にその者の氏名、別表第1(あ)欄に掲げる分野のうち同表(い)欄の基準を満たしているもの及びその他必要な事項を登録するものとする。
- 2 市長は、まちづくり支援団体の登録を受けようとする団体から第5条に基づき登録申請があった場合において、第4条に定める要件を満たしている場合は、当該団体をまちづくり支援団体登録簿(以下「支援団体登録簿」という。)に登録するものとする。
 - 3 市長は、第1項、第2項及び第7項に定める登録を行ったときは、当該申請者に登録決定通知書(要綱様式第3号-2又は要綱様式第3号-3)によりその旨を通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項及び第7項に定める登録を行ったときは、コーディネーター登録簿及び第3条第2項第1号に定めるまちづくりコーディネーター登録シート(要綱様式第1号-2)を一般の閲覧に供するとともに、本市ホームページにより公表するものとする。
 - 5 市長は、第2項に定める登録をしたときは、支援団体登録簿及び第5条第2項第3号に定めるまちづくり支援団体登録シート(要綱様式第2号-3)及び在籍するまちづくりコーディネーター等の名簿を一般の閲覧に供するとともに、本市ホームページにより公表するものとする。
 - 6 市長は、第1項、第2項及び第7項に定める登録を行わないことを決定したときは、当該申請者に登録不決定通知書(要綱様式第3号-4又は要綱様式第3号-5)によりその旨を通知するものとする。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、候補者のうち、第3条第1項のまちづくりコーディネーター登録申請書の提出時にすでにコーディネーター登録簿に登録されている者のうち、当該登録期間中に支援要綱に基づいて派遣されたことがある者については、第1項に定める勉強会の受講がない場合でも、コーディネーター登録簿へ登録できるものとする。ただし、この場合の登録期間は2年以内とする。

(資格構成員の登録)

第10条 第9条第1項及び第7項により登録されたまちづくりコーディネーターが2名以上在籍するまちづくり支援団体は、まちづくりコーディネーターに登録されていない構成員で、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たす者について、当該団体の資格構成員として登録することができる。

2 前項の登録には、まちづくり支援団体資格構成員個人情報登録票（要綱様式第2号—4）を市長に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第11条 まちづくりコーディネーター及びまちづくり支援団体は、第3条、第5条又は第10条の規定に基づき提出した書類に記載した事項（ただし、実績、経験の追加等は除く。）に変更が生じたときは、速やかにまちづくりコーディネーターに関する登録内容の変更届（要綱様式第1号—3）又はまちづくり支援団体に関する登録内容の変更届（要綱様式第2号—5）に変更の生じた事項を証する書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録内容の変更をしたときは、速やかに、その旨を公表するものとする。

(登録の抹消)

第12条 市長は次の場合、まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録を抹消することができる。

(1) まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体がこの要綱及び支援要綱に定めるまちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体に係る事項に違反したとき、その他まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体として不適切な行為を行ったとき

(2) まちづくり支援団体が第4条に定める資格を失ったとき

(3) まちづくりコーディネーター及びまちづくり支援団体から登録抹消届出書（要綱様式第4号）が提出されたとき

(4) その他市長が必要と認めたとき

2 前項第1号又は第2号に定める登録の抹消を行うときは、必要に応じて選定委員会で審議するものとする。

3 第11条第2項の規定は、第1項の登録の抹消があった場合に準用する。

(有効期間)

第13条 登録（第6条第4項ただし書の規定に基づく選定による登録及び第9条第7項に定める登録を行ったのち、2年以内に行った第9条第1項に定める登録（以下「臨時登録等」という。）を除く。）の有効期間は、第9条第1項又は第2項に定める登録の日（以下「登録日」という。）から3年後の当該年度末とする。

2 臨時登録等の有効期間は、当該登録日の直前の登録（臨時登録等を除く。）の有効期間満了の日までとする。

(活動実績報告)

第14条 まちづくり支援団体は、毎年度5月末までに前年度のまちづくり支援団体活動実績報告書（要綱様式第2号—6）を提出しなければならない。

(職務)

第15条 まちづくりコーディネーターの職務は、支援要綱第3条に定める事業において専門的な助言等を行うこととする。

2 まちづくり支援団体の職務は、支援要綱第3条に定める事業において専門的な助言等を行うこと並びに市民等の地域まちづくり活動の支援を推進する目的で行う情報交流会、研修会等の活動又は事業を積極的に

実施することとする。

- 3 まちづくりコーディネーター等は、横浜市の開催するまちづくりに関する研修等に積極的に参加するものとする。
- 4 まちづくりコーディネーターは、第9条第1項及び第7項に定める登録に基づくまちづくりコーディネーターの名称を個人又は法人の営利を目的とした活動に用いてはならない。

(情報の提供及び研修)

第16条 横浜市は、まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体に対し、まちづくりに関する情報の提供に努めるとともに、必要に応じて、当該情報に関する研修の機会を提供するものとする。

(担当窓口)

第17条 この要綱に定める事項についての事務は、都市整備局地域まちづくり課が行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。ただし、第11条第1項の規定は平成24年8月10日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

2 「いえ・みちまち改善事業」については、「旧いえ・みちまち改善事業」と読み替えることとする。

3 第6条第4項においては、平成26年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 まちづくりコーディネーターの分野と基準（第2条、第6条、第9条関係）

(あ) 分野	(い) 基準	(う) 選定の際に参考とする資格
ルール又はプランづくり等	(1) 支援要綱第2条第2項第1号に掲げる地域まちづくり活動（同号ケ及びコに定める活動を除く。）についての十分な知識及び経験があること (2) 市民等に対して、合意形成の進め方を提案できること	(1) 技術士（建設部門で選択科目が「都市及び地方計画」であるものに限る。） (2) 一級建築士
市街地開発事業等	(1) 支援要綱第2条第2項第1号ケに掲げる市街地開発事業等に関する活動についての十分な知識及び経験があること (2) 市民等に対して、合意形成の進め方を提案できること	(1) 技術士（建設部門で選択科目が「都市及び地方計画」であるものに限る。） (2) 一級建築士 (3) 土地区画整理士 (4) 再開発プランナー
防災まちづくり等	(1) 支援要綱第2条第2項第1号コに掲げるまちの不燃化推進事業の防災まちづくりに関する活動についての十分な知識及び経験があること (2) 市民等に対して、合意形成の進め方を提案できること	(1) 技術士（建設部門で選択科目が「都市及び地方計画」であるものに限る。） (2) 一級建築士

別表第2 選定委員会構成委員（第7条関係）

委員長	都市整備局地域まちづくり部長
委員	都市整備局市街地整備部長
委員	都市整備局防災まちづくり推進室長
委員	都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長
委員	都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課担当課長
委員	都市整備局市街地整備部市街地整備調整課長
委員	都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長
委員	都市整備局都心再生部都心再生課長
委員	都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課長